

令和3年11月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和3年11月16日(火)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時30分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主任	竹本 知生
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄	農地調整課主事	湯澤 夏希
議案	議案第65号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第66号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第67号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第68号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第69号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第70号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第71号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
議案第72号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良の届出(市街化調整区域)について ・買受適格証明願(市街化区域の農地転用)について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 石川会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和3年11月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>先月事務局より説明がありましたが、今月からは、感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、この会議は議事録作成をする必要があり、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p>
<p>2 会議成立の報告 石川会長職務代理者</p>	<p>本日は、在任委員21名中、関口委員が欠席されていますので、出席委員は20名です。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 石川会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号18番 横山 敏夫 委員 議席番号19番 杉山 起司 委員 を指名いたします。</p>

<p>4 議案審議 議 長</p>	<p>それではさっそく議案審議に入らせていただきます。 議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 島 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立植水中学校の南東600mに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は、4.0kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、譲受人は植水地区内で水稻をしている実績があるので、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、宮原地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>山 本 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立大宮別所小学校の北西600mに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。 通作距離は、520mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、モモ、サクラの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、番号4番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>浅 子 委 員</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立美園中学校の東400mに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。 通作距離は、660mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、花木類の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立美園中学校の東400mに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。 通作距離は、660mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、花木類の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小泉委員		<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立新和小学校の南東1.3kmに位置する、水田が広がる地域の田です。 通作距離は、4.0kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱野委員		<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立城南中学校の南西250mに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。 通作距離は、40mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ハウレンソウの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員		<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立川通中学校の東1kmに位置する、水田が広がる地域の田です。 通作距離は、春日部市の営農拠点から800mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、番号9番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員		<p>番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立柏崎小学校の南西500mに位置する、水田が広がる地域の田です。 通作距離は、140mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立柏崎小学校の南西540mに位置する、水田が広がる地域の田です。 通作距離は、500mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>関 根 委 員</p>	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立河合小学校の東730mに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。 通作距離は、120mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、花木類の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第65号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。 議案第65号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第66号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西澤委員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、七里コミュニティセンターの南東140mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場、貸駐輪場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場及び貸駐輪場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はございません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小山委員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立片柳小学校の南東300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、0.1mのマウントアップ及び高さ1.5mの生垣により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、大久保地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>
高崎委員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立大久保小学校の北西180mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設及び既設のコンクリートブロック1段から4段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>

井原委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立川通中学校の東950mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.2mの新設土留板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、岩槻警察署の北西100mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民及び近隣官公庁からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立桜山中学校の西430mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	ありがとうございました。 以上、議案第66号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
		質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。
		議案第66号について、賛成の方の挙手を求めます。
各	委員	— 総員賛成 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第66号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第 6 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号 1 番、番号 2 番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員	<p>番号 1 番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立植水中学校の南西 1. 2 km に位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、田畑転換の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、自作でホウレンソウ、ネギ、ダイコンを作付けする予定です。 一時転用で、期間は 4 か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして番号 2 番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮南高等学校の東 1. 1 km に位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が 4 0 % を超える第 3 種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在実家で両親と居住しているが、姉世帯が母の面倒を見るために同居することになり、手狭となることから、母が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック 3 段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長 杉 山 委 員	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号 3 番、番号 4 番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号 3 番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮西小学校の南 1. 0 km に位置し、農地の規模が 1 0 ha 未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第 2 種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ 0. 5 m の新設コンクリートフェンス及び高さ 1. 0 m の新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして番号 4 番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮西小学校の北 1. 5 km に位置し、1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在県外の賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック 3 段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号5番から番号7番、指扇地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立指扇小学校の南西380mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在実家に居住しているが、結婚することとなったため、祖父が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、西部環境センターの南東630mに位置する農振農用地です。
転用目的は、田地改良の農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、水稻を作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、西部環境センターの南東910mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、店舗（美容室）です。
申請理由は、申請地周辺の地域には美容室が少なく需要が見込めることから、申請地に美容室を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設及び既設コンクリートブロック1～4段積及び既設コンクリート土留により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号8番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。

西澤委員

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、思い出の里市営霊園の南東1.4kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場の返却を求められていることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設及び既設コンクリートブロック3段積及び高さ2.0mの新設仮囲板及び高さ2.5mの新設シートゲートにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
小	山	委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、さいたま市立病院の北西750mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、畑地改良の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ブロッコリー、サトイモ、ハクサイ、キャベツを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、尾間木地区、関口委員は本日欠席ですので、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
西	形	委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、浦和くらしの博物館民家園の西200mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、畑地改良の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ツツジ、サトイモを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、番号12番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
浅	子	委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立美園中学校の南東260mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在市内で建物内装工事業を営んでいますが、既存の駐車場を返却することから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

続きまして番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、浦和大学の南西500mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が
連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在市内で寺院を営んでいますが、既存の駐車場が手狭であることか
ら、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.15mの新設土留板及び既設コンクリートブロック3段積
及び高さ1.0mの既設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号13番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。

小 泉 委 員

番号13番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、浦和美園駅の東1.2kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が
連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、自己用住宅及び道路後退分です。
申請理由は、現在実家に居住していますが、手狭であることから、義父が所有する
土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.3mのマウントアップにより、被害を及ぼさない計画で
す。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号14番、番号15番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願い
いたします。

濱 野 委 員

番号14番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、目白大学の南西1.3kmに位置し、道路によって区画された街区面積に
占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在市内で建設機械のリース業を営んでいますが、既存の従業員用駐
車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設及び既設コンクリートブロック2～3段積及び高さ0.6mの
新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして番号15番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立和土小学校の北東500mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在市内で病院を営営していますが、施設の増改築に伴い既存の駐車場が手狭となることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの新設コンクリート矢板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号16番から番号18番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。

本田委員

番号16番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の南西780mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で土木業を営営していますが、既存置場の返却を求められていることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの新設土留板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして番号17番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の北西440mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で土木業を営営していますが、受注量の増加に伴い特定の置場が必要となったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの新設土留板により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号18番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の南西330mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在市内で配送業務などを営営していますが、受注量の増加に伴い既存駐車場が手狭であることに加え、新たに物流施設の開設を予定しており、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積及び新設L型擁壁及び高さ1.8mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号19番から番号23番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号19番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、相野原配水場の南930mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在市内で設備業を営んでおり、隣接地を資材置場として利用していますが、手狭であることに加え、より効率的な土地利用を目的として拡張するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック6段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号20番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺中学校の北100mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で運送業を営んでいますが、受注量の増加に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.3mの新設土留板により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号21番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺小学校の北東480mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で土木建設業を営んでいますが、受注量の増加に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの新設土留鋼板により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号22番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺小学校の南東580mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で土木建設業を営んでいますが、受注量の増加に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの新設土留板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

番号23番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立桜山中学校の西200mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在賃貸住宅に居住していますが、手狭であることから、祖母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの既設RC土留及び高さ0.3mのマウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
以上、議案第67号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

浅子委員

番号3番について伺います。自己資金について、以前から自社施工の場合は議案書に記載をしないことになっていますが、記載している場合もあったので、金額を記載するよう統一していく必要があるのではないのでしょうか。

事務局

自社施工の場合の資金につきましては、基本的に以前より記載しておりません。記載するかどうかについては検討させていただきます。

西形委員

番号1番について伺います。譲渡人の他の所有農地についての耕作状況を教えてください。
また、搬入路は北東側道路からということですが、大型車両が通れる道幅なのかどうかも教えてください。
加えて、申請地は流末になると見受けられますが、農地改良で低地を解消した際に排水がどうなるのかも教えてください。

小島委員

搬入路については、北東側から搬入し、土を降ろして北側へ抜けていく一方通行での搬入を検討しているため、道幅については問題ないと考えております。また、道路へ影響がないよう施工業者には注意喚起をしております。

事務局

譲受人の申請地以外の農地については、自宅周辺に数筆所有しており、全て適切に管理されていることを確認しております。

小島委員

排水につきましては、申請地に隣接した水路の幅も太く、農地改良後も問題ないと考えております。

小林委員

番号5番について伺います。用排水路に記載のある新設污水管とはどのようなものかを教えてください。

事務局	申請地に接道する東側の道路には排水管も側溝もなく、申請地に住居を建てるにあたって新たに污水管を敷設するようです。污水管は個人所有の私設管です。
議長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第67号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第67号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第68号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>先に番号7番を審議します。 この案件は、小林委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>小林委員には審議終了まで退出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 退 席 —</p>
議 長	<p>番号7番について、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>番号7番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第68号、番号7番について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第68号、番号7番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第68号、番号7番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>それでは、小林委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 入 室 —</p>
議 長	<p>では、改めまして審議に入りたいと思います。</p> <p>番号1番、番号2番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>

細 沼 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、盆栽です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5kmです。 特に問題はないものと思われま。</p>
	<p>続きまして番号2番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、盆栽です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.6kmです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 澤 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、植木です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は890mです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、植木です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.5kmです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願ひいたします。</p>

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号5番、木崎地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員 番号5番についてご説明いたします。
賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、草花苗です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は8.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号6番、番号8番、番号9番、番号10番、番号11番、番号12番、番号13番、番号14番、番号15番、番号16番、番号17番、新和地区、小林委員より何かございますか。

小林委員 番号6番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号8番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号9番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号10番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号11番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号12番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号13番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号14番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号15番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号16番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号17番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号18番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱 野 委 員

番号18番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、コマツナです。
申請目的は、経営規模の維持です。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号19番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。

<p>本 田 委 員</p>	<p>番号19番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規20年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ブルーベリー、サツマイモ、ミョウガです。 申請目的は、新規就農のためで、通作距離は11.8kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第68号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>西 形 委 員</p>	<p>番号1番について伺います。盆栽は農業として認められるのでしょうか。 また、譲受人が事業を始めるにあたり、いつ新規で参入したのかも教えてください。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>譲受人は盆栽教室で使う盆栽を栽培しているため、苗木栽培に近いという認識をしております。 また、譲受人は平成30年度に一般法人として新規参入しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号7番を除く議案第68号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成ですので、議案第68号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第69号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>番号1番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
	西形委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、大門地区、石井委員より何かございますか。</p>
	石井委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、川通地区、井原委員より何かございますか。</p>
	井原委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第69号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第69号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
	各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第69号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第70号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号11番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第70号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第70号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第71号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議します。</p> <p>番号1番から番号3番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第71号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第71号の案件について、原案どおり確認することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第72号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。</p> <p>先に番号2番を審議します。 この案件は、小林委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>小林委員には審議終了まで退出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 退 席 —</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>それでは、番号2番、新和地区、事務局より議案説明をお願いします。</p> <p>こちらの案件につきましては、先ほどの議案第68号6番から17番で、埼玉県農林公社に中間管理権を設定するというご審議いただいた案件でございますが、その農地を借受ける方につきましては、議案書75ページから76ページの配分計画(案)の番号2番をご審議していただくものでございます。</p> <p>まず、利用配分計画(案)でございますが、設定する権利につきましては、賃借権設定で水田利用の期間10年となっております。 農業経営につきましては、補足資料の81ページをご覧ください。 それでは番号2番をご説明いたします。 賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりでございます。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請外農地の耕作状況も良好で、農機具等につきましても記載のとおり揃っております。 作付計画は水田利用でございますので水稻でございます。 通作距離は、10mから1.3kmです。 以上のとおり、譲受人は対象農地の賃借権の設定を受けることが適切であると見込まれるため、農業委員会としては「意見なし」とする旨を農業政策課へ報告させていただきたいと思っておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、ただいまご説明いただきました案件について、先に審議したいと思います。</p> <p>意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>意見等質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思っております。</p>

議案第72号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

特になさいますので、採決に入りたいと思います。

議案第72号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成でございます。
議案第72号、番号2番について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

それでは、小林委員、ご入室ください。

— 小 林 委 員 入 室 —

議 長

では、改めまして審議に入りたいと思います。
番号1番、3番、4番、新和地区、事務局より議案説明をお願いいたします。

事 務 局

こちらの案件につきましても、埼玉県農林公社に中間管理権を設定するというので、議案書75ページの配分計画(案)の番号1番をご審議していただくものでございます。

まず、利用配分計画(案)でございますが、設定する権利につきましても、賃借権設定で水田利用の期間10年となっております。

農業経営につきましても、補足資料の80ページをご覧ください。

それでは番号1番をご説明いたします。

賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりでございます。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請外農地の耕作状況も良好で、農機具等につきましても記載のとおり揃っております。

作付計画は水田利用でございますので水稲でございます。

通作距離は、650mから2.0kmです。

以上のとおり、譲受人は対象農地の賃借権の設定を受けることが適切であると見込まれるため、農業委員会としては「意見なし」とする旨を農業政策課へ報告させていただきたいと思っておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、こちらの案件につきましても、埼玉県農林公社に中間管理権を設定するというので、議案書76ページから77ページの配分計画(案)の番号3番をご審議していただくものでございます。

まず、利用配分計画（案）でございますが、設定する権利につきましては、賃借権設定で水田利用の期間10年となっております。
農業経営につきましては、補足資料の82ページをご覧ください。
それでは番号3番をご説明いたします。
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりでございます。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請外農地の耕作状況も良好で、農機具等につきましても記載のとおり揃っております。
作付計画は水田利用でございますので、水稲、ナスでございます。
通作距離は、30mから840mです。
以上のとおり、譲受人は対象農地の賃借権の設定を受けることが適切であると見込まれるため、農業委員会としては「意見なし」とする旨を農業政策課へ報告させていただきたいと思っておりますので、ご審議をよろしく願います。

続きまして、こちらの案件につきましても、埼玉県農林公社に中間管理権を設定するというので、議案書78ページから79ページの配分計画（案）の番号4番をご審議していただくものでございます。

まず、利用配分計画（案）でございますが、設定する権利につきましては、賃借権設定で水田利用の期間10年となっております。
農業経営につきましては、補足資料の83ページをご覧ください。
それでは番号4番をご説明いたします。
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりでございます。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請外農地の耕作状況も良好で、農機具等につきましても記載のとおり揃っております。
作付計画は水田利用でございますので、水稲、小松菜でございます。
通作距離は、10mから1.0kmです。
以上のとおり、譲受人は対象農地の賃借権の設定を受けることが適切であると見込まれるため、農業委員会としては「意見なし」とする旨を農業政策課へ報告させていただきたいと思っておりますので、ご審議をよろしく願います。

議 長

議案第72号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

特にないようですので、採決に入りたいと思っております。
議案第72号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

各 委 員

— 異 議 な し —

議 長

総員賛成でございます。
議案第72号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

5 報告事項	
議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和3年10月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。 買受適格証明願（市街化区域の農地転用）についてでございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
高 松 委 員	<p>21ページ、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の案件について伺います。 譲受人が法人、譲渡人が個人で駐車場目的での転用、権利内容が使用貸借というケースは珍しいと思うのですが、申請者間の関係を教えてください。</p>
事 務 局	<p>届出の案件ですので申請者間の関係性について審査するものではなく、事務局で把握をしているわけではありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 他に何かございますか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言	
本田会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これもちまして、令和3年11月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>